

## 飯館村手話言語条例

### (目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及をはじめとする障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進について、基本理念を定め、村の責務並びに村民及び事業者の役割を明らかにするとともに、村が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての村民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話等 手話、要約筆記、空書、指文字、筆談、身振り、絵図、点字、音訳、代読、平易な表現その他の障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で使用するコミュニケーションのための手段をいう。

### (基本理念)

第3条 第1条に規定する地域社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識の下に推進されなければならない。
- (2) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### (村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることの理解の推進、手話等の理解及び普及の促進並びに手話等を使いやすい環境の整備を図るとともに、手話等の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 村は、その事務又は事業を行うに当たり、ろう者が障がい者の特性に応じたコミュニケ

ーション手段を利用できるようにするため、合理的な配慮を行うものとする。

(村民の役割)

第5条 村民は、基本理念に対する理解を深め、村が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、村が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 村は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話等の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話等による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話等による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(財政上の措置)

第8条 村は、手話等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。